

## 監査目的と2つの不正概念

—米国における財務諸表監査成立期の考察を中心として—

百合野 正 博

- I はじめに
- II 財務諸表監査の成立
  - 1. 社会的経済的背景
  - 2. 監査方法の特徴
- III 財務諸表監査における2つの不正概念
- IV おわりに

### I は じ め に

今日の財務諸表監査において一般に当然のこととして受け入れられている試査と内部統制組織の密接な関係、すなわち、財務諸表に対して監査人が専門的意見を表明するための基礎となる監査証拠の収集は試査によって行われるが、その際に被監査企業の内部統制組織の整備運用のよし悪しの程度が試査の範囲に影響を及ぼすということについて、わたくしはこれまでいくつかの素朴な疑問を提示して、現在の一般的な考え方が必ずしも理論的根拠をもつものではないことを明らかにしてきた<sup>1</sup>。

しかしながら、たとえば、試査と内部統制組織についての研究で頻繁に引用されるブラウン (R. G. Brown) の研究において、両者の結びつきが、

1 拙稿「財務諸表監査と内部統制組織固有の限界」『同志社商学』第30巻第2号、1978年。拙稿「試査：その性格および内部統制組織との相互関係(1)(2)」『同志社商学』第32巻第5号・第6号、1981年、参照。

歴史的には、1905年から1933年まではわずかな認識にすぎなかったものが、1933年から1940年の間に「関心が次第に高まる」こととなり、さらに1940年から1960年の間に「重大な強調」<sup>2</sup>がなされるようになったと述べられていることからもうかがえるように、現実には、両者の直接的な関係を組み込んだ構造で会計士監査が実施されることになってきているのである。

そして、このブラウンの研究においては内部統制組織の重要性についてわずかであろうとも認識がなされるようになったとされている1933年までの時期、すなわち投資家保護を目的とする財務諸表監査が実施される時期以前の米国における会計士監査の発展と、そこにおける試査と内部統制組織の関連についてはすでに別稿において考察したとおりである。<sup>3</sup>

その論点の第1は、監査対象のすべてを監査しないという意味での「試査」はまず被監査企業の経済的要請に基づいて監査の総量を減少させることを目的として実務の中に採用されるようになった「部分的な監査の省略」として生成したものであり、それが、やがて被監査企業の巨大化に伴って監査対象のすべてを監査することが物理的に不可能となるに及んで一部の抜取り検査としますます広く行われるようになったのであるが、しかし、その当時においては内部統制組織もしくはその萌芽形態である内部牽制組織といった概念はまだ存在していなかったために、当然のことながら、その存在を前提とすることなく試査監査は十分に行われえたということである。その第2は、今世紀初頭の米国において一時隆盛を極めた貸借対照表監査は、それが監査対象のすべてを監査しないという意味においては確かに試査監査の一つに違いないものの、しかし、実質的には信用目的のために必要とされる項目のみを検証すればよいという「部分監査」さ

2 R. G. Brown, Changing Audit Objectives and Techniques, *The Accounting Review*, Vol. 37, No. 4, 1962, p. 696.

3 拙稿「試査と内部統制組織の関係——その歴史的考察」『同志社商学』第30巻第4号, 1979年, 参照。

らには「手抜き監査」と看做した方がより適切なものであり、しかも、その貸借対照表監査固有の目的に照らせば期中取引記録の中に不正や誤謬が存在するかどうかということはそれほど重要な意味をもっていないから、期中取引記録の正確性を保証する制度たる内部統制組織と貸借対照表監査という試査監査とを結びつける理論的必然性は存在しなかったと考えられるのである。

しかしながら、先にも述べたように、現実には、時の経過とともに試査と内部統制組織とは次第に密接な関係をもっていると考えられるようになりつつ今日にいたっているのである。が、それでは、いったい何を原因として、かかる理論と現実との乖離が生じてきたのであろうか。

本稿においては、かかる疑問を明らかにするために、ブラウンの研究において内部統制組織の重要性に対して関心が次第に高まった時期とされている1933年から1940年までの時期、すなわち貸借対照表監査に代わって財務諸表監査が行われるようになった初期の時代にとくに焦点をあてて、財務諸表監査における試査と内部統制組織とが密接に結びつかなければならなかった状況についてわたくしなりの考察を加えてみたい。

## II 財務諸表監査の成立

### 1. 社会的経済的背景

貸借対照表監査が今世紀初頭の米国において信用を供与する側の銀行の要請に基づいて、一つの制度として確立された信用目的のための会計士監査であったことは周知のとおりである。具体的には、1907年に米国全土を吹き荒れた信用大恐慌を契機として、その翌年に米国銀行協会が融資先企業から会計士の監査済の貸借対照表を信用判定の基準として提出させることに踏み切ったのであるが、1913年の連邦準備制度の成立がそれを一段と

普及させることとなり、<sup>4</sup> 1918年には貸借対照表監査の具体的な指針として米国会計士協会から「貸借対照表の公認された作成方法 (Approved Methods for the Preparation of Balance-Sheet Statements)」と題する小冊子が公表・配布されるにいたった。そして、この小冊子が1929年に改訂されて「財務諸表の検証 (Verification of Financial Statements)」という題名で公表されたことをもって貸借対照表監査の完成と見られているのである。<sup>5</sup>

が、しかし、この「信用目的」のための貸借対照表監査を変貌させるにいたる社会および経済上の基盤の変化は、じつは、貸借対照表監査が生成し、やがて一つの制度として成立した今世紀の初頭にすでに芽を吹き始めていたのである。

すなわち、貸借対照表監査を生み出す契機となった世紀転換期の大企業合同運動の結果、巨大株式会社の形成ならびに大量の独占企業証券の発行とその上場という過程を通じて、工業証券市場は今世紀初頭にはその最終的な完成を見るほどになっていた。<sup>6</sup> そして、工業証券市場の充実に伴って、巨大企業の中には、証券発行による資本の調達を積極的に推し進めるために、その豊富な独占利潤を背景として比較的安定した配当を行うとともに、先進的な財務報告を行うものもあらわれてきた。<sup>7</sup>

が、しかし、そのような先進的企業は数の上ではまだごくわずかであるとともに、かかる先進的企業においても、その財務報告の内容に関しては「経営者が完全に掌握していた」<sup>8</sup>、つまり、その報告の内容が経営者にとつ

4. 山本忠恕『監査制度の展開』有斐閣、1961年、130ページ。

5. 岩田巖『会計原則と監査基準』中央経済社、1955年、7—16ページ。

6. 中村通義『株式会社論』亜紀書房、1969年、72ページ。

7. D. F. Hawkins, The Development of Modern Financial Reporting Practices among American Manufacturing Corporations, *Business History Review*, Vol. 37, No. 3, 1963, pp. 135-168. [古川栄一監訳『アメリカ近代経営史』日本経営出版社、1972年、151—187ページ。]

8. M. Chatfield, *A History of Accounting Thought*, Dryden Press, p. 279. [津田正晃・加藤順介訳『会計思想史』文真堂、1978年、359ページ。]

て有利となるような状態で行われたのである。しかも、その他の大多数の企業は、財務内容の公開ということに関しては、初期の閉鎖的企業とほとんど変わるところなく秘密主義に徹していたのである。そして、かかる状況は、第一次世界大戦中の戦時公債の盛んな売り込みによって証券投資家層が次第に拡大されたこと、あるいは、より根源的には、第一次世界大戦を契機とする米國諸産業の充実、すなわち生産力の拡大に伴う資本の蓄積および所得の増大などにより、株式証券に対する投資に関係をもつ一般の人びとが急速に増大したこと、などによって1920年代とくにその後半から29年の大恐慌にいたるまでの間に、独占的的巨大企業ばかりでなくその他の多くの企業までもが、証券市場を道じて株式発行による資本の調達を行うようになった時期においても、大きく変化することはなかったのである。

その理由は、世紀転換期はもちろんのこと、20年代にはいつてからも、企業と投資家との間には「投資家から産業へ資本を流すパイプ・ライン」<sup>11</sup>としての投資銀行が介在し、悪質な株式ブローカーによって苦汁を飲まされることの多かった一般大衆投資家はその当時一般的に保守的であると信じられていた投資銀行の信用に基づいて株式を購入するという慣行を作っていたこと、および、20年代にはいつてからは29年10月の株価の大暴落にいたるまでの間に多少の波はあったけれども、概して株価は上昇の一途をたどるとともにかなりの配当が支払われたこと、などによって投資家側と

9 Hawkins, *op. cit.*, pp. 145-149. [古川, 前掲訳, 161—164ページ。]

10 M. H. Waterman, *Investment Banking Functions: Their Evolution and Adaptation to Business Finance*, The University of Michigan, 1958, p. 44. [志村嘉一訳『アメリカの資本市場 ——その歴史と投資銀行業——』東洋経済新報社, 1965年, 49ページ。]

11 *Ibid.*, p. 36. [同訳, 41ページ。]

12 Hawkins, *op. cit.*, pp. 142-143. [古川, 前掲訳, 158—160ページ。]

13 当時の上昇をつづける株価は、「まるでウォール街が魔法の金銭製造機を発明し、大衆に無料で与えでもしたかのような」と評されているほどである。  
R. Sobel, *The Big Board: A History of the New York Stock Market*, New York, 1965, p. 252. [安川七郎訳『ウォール街二百年 ——その発展の秘密——』東洋経済新報社, 1970年, 364ページ。]

しては企業に対して詳細かつ適正な財務報告を要求する必要性をあまり感じていなかったために、けっきょく、その当時の企業経営者は、現在あるいは将来株主としての一般投資家に対して、当時の慣行となっていた程度以上の財務報告を行わなくても、証券発行による資本の調達を十分円滑に行うことが可能であったことに起因していると考えられる。

そのために、20年代の後半以降、リプリー (W. Z. Ripley) およびベアリ (A. A. Berle) あるいはメイ (G. O. May) などの学者や会計士の間から、より詳細かつ適正な財務報告を要求する声があがったにもかかわらず、企業と投資家の両者の覚醒を促すにはいたらず、投資家保護を目的とする財務報告ならびにそれに対する会計士監査が制度として確立されるためには、ちょうど信用目的のための監査が信用恐慌を契機として成立したのと同様に、一般大衆投資家をして適正な財務報告を要求することの必要性を痛感させるとともに、企業をして一般大衆投資家の存在を重視させる契機となった大恐慌という高価な代償を支払わなければならなかったのである。

すなわち、1929年10月24日の株価の大暴落に端を発する大恐慌の原因は、確かに、メイが指摘しているように、直接的には、不適当なあるいは誤った指針を与える財務諸表にあったのではなかったにもかかわらず、大銀行や証券会社のセールスマンシップに隔らされた結果、一般大衆の資本蓄積能力をはるかに越えた異常な様相を呈していた20年代末の証券市場に最後まで留まって莫大な損害をこうむった一般大衆投資家は、およそ一世紀前の英国の人びとが恐慌の直接的原因と副次的要素とをとり違えて、経営者の不正や任務懈怠によって破産が起こると考えたために経営者の受託責任を検証する手段として株式会社に監査役の制度を導入したのとちょう

14 G. O. May, *Financial Accounting: A Distillation of Experience*, New York, 1943, pp. 57-58. [木村重義訳『財務会計——経験の蒸留——』同文館, 1970年, 60-61ページ。]

ど同じように、米国においても、証券が売り出される際に当該企業から適切な会計情報が提供されなかったために損害をこうむることになったと考えたのである。<sup>15</sup>

そして、一般大衆投資家のこのような考え方と、「非常に多くの企業が自己の報告実務を株主の要求に合致するように改めなかったことが、1933年と34年の証券諸法という形での連邦政府の干渉を生じさせるにいたった」<sup>16</sup>のである。

## 2. 監査方法の特徴

上述のような財務諸表監査の成立の経緯から明らかなように、財務諸表監査が果たすように求められた機能は、証券投資家が意思決定を行う際に利用する財務諸表の適正性を吟味することであったから、信用供与に際して企業の財務流動性の判定に資するために行われた貸借対照表監査とは、その目的において大きく異なっていた。したがってまた、監査の方法においても大きく変わらざるをえなかったのである。

というのは、貸借対照表監査は信用目的の監査であったから、「危険な<sup>17</sup>くらい表面的な信用監査」と評されていることに象徴されているように、信用供与にかかわりのある一部の貸借対照表項目の検証、すなわち流動資産と流動負債の検証のみに重点をおくという特殊かつ不十分な構造をもっていたのであるが、しかし、それはあくまでも信用の供与という問題に関してのみ妥当することであって、監査の目的が信用供与に際しての与信者側の判断基準を提供することではなく、証券投資家の意思決定のための判断基準を提供するものとなったという場合には、かかる一部の貸借対照表

15 トマス・C. コ克蘭著、中川敏一郎訳『アメリカのビジネス・システム』筑摩書房、1969年、114—115ページ。

16 Chatfield, *op. cit.*, p. 279. [津田、加藤、前掲訳、359ページ。]

17 *Ibid.*, p. 137. [同訳、175ページ。]

項目の監査を行うという方法は、もはや妥当せず放棄せざるをえなくなるからである。

しかも、貸借対照表監査においては、その目的上、期中取引記録については「監査人はしばしばまったく監査を実施しなかった」といわれており、<sup>18</sup> そのように期中取引記録を監査しないですませることを正当化するために、「……モンゴメリ、スタウプその他の米国の著者たちは、試査の必要範囲を、依頼人の内部統制組織の評価に明確に結びつけたのである」<sup>19</sup>が、会計士の立場からすれば、監査しないですませってしまう期中取引記録の中に不正や誤謬の含まれていないことを保証する手段として被監査企業の内部統制組織に着目し始めたことは、内部統制組織が基本的には会計記録の正確性を保証する自動検証装置と考えてもよいであろうから、その限りにおいては当然のことであるかもしれない。が、しかし、そのように結びつけねばならない理論的必然性はべつに存在するものではないということについては、先にも述べたようにすでに別稿において考察したとおりである。

さらにつけ加えるならば、「財務諸表の検証」の改訂版として1936年に公表された「独立公会計士による財務諸表の検査(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants)」は、「一般に債権者は企業の流動性およびその運転資本の性質と妥当性にとくに大きな関心をもっている。それゆえ、債権者にとっては、長期資産や長期負債に関する詳細な情報よりも流動資産や流動負債に関する詳細な情報の方が重要性が高いのである。債権者は、また稼得利益にも大きな関心をもっているが、それは借入金の返済能力が企業の利益に依存するからである」と述<sup>20</sup>

18 ウォルタ・A. スタウプ著、大矢知浩司訳『会計監査発達史』中央経済社、1966年、16ページ。

19 Chatfield, *op. cit.*, pp. 127-128. [津田、加藤、前掲訳、163ページ。]

20 American Institute of Accountants, *Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants*, AIA, 1936, p. 4. [加藤盛弘、鶴飼哲夫、百合野正博共訳著『会計原則の展開』森山書店、1981年、109ページ。]

べて、証券投資家だけでなく債権者もまた貸借対照表のみならず損益計算書にも重大なかかわりをもっているという考え方を示している。とすれば、たんに財務諸表を利用する利害関係者が債権者から証券投資家へと移行したことだけでなく、債権者それ自身における財務諸表に対する興味の変化が、ともに、貸借対照表監査においては実際に監査を省略し、またそうすることが合理的であった損益勘定の監査について、それまでのように簡単に片づけてしまうことのできない状況を作り出していたということが出来る。が、それでは、かかる状況の変化は、具体的にはどのような形で発現したのであるうか。

ブラウンは、この時期すなわち彼の分類では1933年から1940年までの期間の状況について次のように述べている。すなわち、「(この) 期間はニューヨーク証券取引所やその他の政府機関が監査に影響を及ぼしたということだけではなく、監査の諸目的に関して混乱が存在したということによっても興味深いものである。監査の目的として不正摘発の重要性を割り引くようになっていた論者がいた反面、その重要性を強調した論者もいたのである。この期間における不正摘発の重要性の問題は相対的なものであった。すなわち、ほとんどの論者が、通常の監査は基本的には公表財務諸表の適正性を確かめることに関するものであるということに同意して、不正の摘発を意図した監査の役割に対しては同意しなかった<sup>21</sup>のである」(カッコ内および傍点引用者)。しかも、「監査目的を定義することに対してはかなりの不一致がみられたけれども、しかし、監査の技術に関してはほぼ統一的な合意がえられていたのである。この時代においてはすでに試査は例外ではなく原則であった。決定される試査の程度は内部統制の有効性に大きく依存した<sup>22</sup>のである」と。

21 Brown, *op. cit.*, p. 700.

22 *Ibid.*, p. 700.

この引用文からわかるように、財務諸表監査が始まった初期の頃には、監査の目的に関して適正表示と不正摘発という二つの監査目的がその相対的優位性をめぐって論議の対象とされていたのである。が、この点に関しては、たとえばブラウンも引用しているように、「監査の主目的の一つが不正の摘発と防止であることは十分に確立されている」、「部分的な照合、すなわち一群の諸項目の試査は、不正の存在を発見する手段として監査手続の中に確固たる地位を築いている」、「試査の過程において、監査人は不正に対して強力な武器をもっている——これまでに知られていたよりも多分ずっと力強い武器をもっている」などと述べて不正の摘発を重要視する論者も存在していたのではあるが、しかし、全体的な時代の趨勢としては、たとえばモンゴメリー (R. Montgomery) が、その著書の第5版 (1934年出版) においては「付随的ではあるけれどもそれでもなお重要な監査の目的は不正の摘発である」と述べていたのに対して、その第6版 (1940年出版) の中には「異常事項の統制や摘発に関する第一義的な責任は必然的に経営者に存在する」と述べていることに端的に示されているように、監査の重点は不正の摘発から適正表示の吟味へと確実に移行していったのである。<sup>23</sup>

しかしながら、ここで注意しておかなければならないことは、この不正の摘発ということと適正表示の吟味ということとは、はたして優先順位をつけることのできる性格をもつものであるうか、ということである。わたくしは、この兩者については、むしろ優先順位をつけることができないのではないかと考える。以下その点について考察を進めてみたい。そして、かかる考察を進めることによって、同時に、試査と内部統制組織とがなぜ密接な関係をもっていると説明されるようになったか、その経緯についても理解することが可能になると考える。

23 *Ibid.*, p. 700.

### Ⅲ 財務諸表監査における2つの不正概念

まず、この時期における、「不正」と「内部統制組織」についてふれている論文をいくつか掲げて、そこに共通している考え方を考察してみよう。

フォスター (L. F. Foster) は、監査の主目的の一つが不正の摘発と防止であることは十分に確立されいると述べた後で、「それにもかかわらず、依頼人はこの件に関して監査人の仕事に全面的に依存すべきではない。というのは、監査人がいかに熟練していようとも、また、いかに頻繁に監査に訪れようとも、依頼人が使い込みや帳簿操作の機会を与えるような状態で日々の業務を行わせている限り、すべての不正を明るみに出すことを期待することはできないからである<sup>24</sup>」と述べているが、ここで意識されている不正は従業員によるものに限定されている。したがって、それに続いて、「よく整備された内部統制組織は監査人にとって測り知れない価値をもつであろう。……調査の結果、依頼人の事業の毎日の経営について一定のチェックの維持されていることが確かめられたならば、監査人は詳細な取引に関してかなりの程度までその組織に依存することが可能であり、取引のすべてを検証するかわりに網羅的な試査を行えば十分であろう」と述べられていることについても、それは、あくまで、その意識されている不正が従業員によるものだけであり、そして、内部統制組織がその従業員の不正を自動的に検証する機構であるとすれば、かかる理解はなんら不審に感じることなく、そのまま受け入れることができるのである。

また、バンクス (E. H. Banks) は、「内部牽制組織は、従業員によって行われる会計記録の定期的な内部的照合である。……監査人の任務は、

24 L. F. Foster, Internal Check, *The Accountants Digest*, Vol. 1, No. 3, 1936, p. 236.

以前は主としてすべての取引の詳細な照合であった。今日では、依頼人は、財務諸表、税務および会社法に関する事柄に監査人の経験を生かそうとしている。この変化が生じた理由は、監査人が依頼人に対して内部牽制を備えるように教示した<sup>25</sup>ことである」と述べているが、ここでもやはり、意識されている不正は従業員によるものだけに限定されているから、「監査人は、内部牽制組織が有効であると認めた場合には、その組織を信頼する。監査の業務は、その組織が正当に実施されていることを証明するためだけに行われる試査に限定される」と続けられても、従業員による不正とそれを自動的に検証する機構である内部牽制組織の関係はなんら異議をはさむ余地のない明瞭なものであるから、述べられている目的の監査を実施する場合には、それをそのまま受け入れてもさしつかえの生ずることはない。

さて、これらの引用からもわかるように、この時期においては、不正といえばたんに従業員の不正のみを意味すると理解している論者がかかなり存在していたわけであり、彼らの場合には、その不正を摘発することに関して、試査と内部統制組織とを直接に結びつけることは、当然の思考として生じてくるであろう。しかしながら、ここで問題となるのは、これらの論者は、会社の不正をこのように従業員によるものだけに限定し、経営者による不正が存在することをまったく意識していないということである。

もちろん、従業員による不正だけを重視して、それについての監査を行うのみで事足りる場合も実際にはしばしば存在する。その典型的な例が、米国においてはじめて会計士監査が企業内に導入されるようになった当初に実施された監査である。すなわち、周知のように、会計士監査の母国である英国のそれが株主保護を目的として取締役の行為の誠実性をあとづけ

25 E. H. Banks, The System of Internal Check, *The Accountants Digest*, Vol. 1, No. 4, 1936, p. 353.

るための監査として実施されるようになったのとは異なって、かかる社会的要請の存在しなかった米国においては、まず、経営者のために従業員の不正や誤謬を摘発・防止するための手段としてそれが企業内に導入されるようになったのである。かかる経営者目的の監査の場合には、従業員による不正や誤謬に関する問題が監査の中心的課題となるのは当然のことであった。しかしながら、かかる経営者目的の監査というものは、たとえ会計士がそれを行ったとしても、その監査は実質的には内部監査の機能を果たしているにすぎないわけであるから、そこでは会計士のもっている専門的能力と実務経験が評価されているにすぎず、会計士監査の基本的特徴である会計士の第三者性すなわち独立性はまったく機能していないこととなり、1933年、34年以降、証券投資家の保護を目的とした財務諸表監査が実施されている状況のもとでは、これは財務諸表監査本来の姿とはまったく異なった特殊な形態としか看做することができない。

したがって、かかる従業員による不正のみを目的とするのであれば、一般に受け入れられているような、財務諸表監査の主目的は財務諸表の適正性の吟味であって、不正や誤謬の摘発・防止が副次的目的にすぎないという説明は納得しうるものとなるであろうが、しかし、不正には前述のように従業員によるものだけでなく、経営者によるものも存在するのである。

一方、1930年代のこの同じ時期に、従業員による不正だけではなく経営者の不正についても述べている論者も存在している。

たとえば、ウィルソン (H. A. R. Wilson) は、「監査の基本的な目的は検証であるが、検証とは切っても切れないものに不正の摘発と防止とがある。……従業員による不正を防止するためには、一人の人間が借方と貸方の両方の記録を行わないでそれぞれの仕事が独立的に検証されるような方法ですべての取引が記録される内部牽制組織が案出されている。小規模企業においては必ずしも理想的な状況を作り出すことはできないかも知れ

ないが、それを目指すべきである。内部牽制が不十分な場合には、監査人はそれに<sup>26</sup>応じて警戒を強めなければならない」と述べて、従業員の不正を防止するためには内部牽制組織が有効であることを指摘するとともに、同時に、「税金をまぬがれようとして雇主が売上を隠蔽し、架空仕入を計上し、偽の従業員に給料を支払い、現金売上を着服し、商品の価格が上昇しているにもかかわらず評価の切下げを行い、秘密積立金を設定し、費用を過大に計上する場合もある。銀行や債権者を誤らせることが企図されている場合には、在庫品や証券の過大評価によって利益や資産が水増しされることがあるし、また、架空価格による内部取引や、負債の脱漏、企業の費用を個人が支払うこと、売上高を水増しすること、架空の掛売や架空資産の計上、高値で子会社に株式を売却することもある」と述べて、逆粉飾や粉飾といった経営者によって行われる不正も存在することをはっきりと指摘している。

また、グレンジャー (W. H. Grainger) も会計上の不正を三つの種類に分けて次のように述べている。<sup>27</sup>すなわち、「その第一番目のものは従業員による不正であって、それは商品の横領や金銭の着服という形をとる。第二番目のものは企業経営者による勘定操作であって、これは事業の状況を実際よりもよく見せようとして……架空利益を計上しようとするものである。……その第三番目のものは税金のがれのために行われる勘定操作である」と述べて、不正には従業員によるものと経営者によるものが存在することを指摘した後<sup>27</sup>に続いて、粉飾の目的として、「事業の売却価値を高めるためであり、信用を供与してもらったり増資を行ったりするためであり、取締役や役員が利益を得たり持株を売り抜くことを目的として株

26 H. A. R. Wilson, *Fraud in Accounts, The Accountants' Digest*, Vol. 1, No. 1, 1935, p. 13.

27 W. H. Grainger, *Investigation for Fraud, The Accountants' Digest*, Vol. 1, No. 1, 1935, p. 12.

をつり上げるためであり、また、取締役や役員の報酬や給料が配当の支払額や利益の稼得額に応じて支払われる場合にも行われる」ことを指摘しており、従業員による不正よりもむしろ経営者による不正の方に重点をおいていることがうかがえるのである。さらに、マニング (B. Manning)<sup>28</sup>は、「不正の摘発や防止は……確かに監査人の任務の一部ではあるけれども、しかし……現実には、それは一般に考えられているよりもずっと小さな部分でしかない」と述べた後に続けて「良好な内部統制組織は記帳系の側に存在する不正の可能性を小さくするが、しかし、それのもたらす安全性は、より高位の役員、経営者およびそれと同等の人のびとにまで広げることとはできない。監査人の技術は、特定の信頼がおかれている人たちによる不正を発見しうるだけの水準のものであることが要求されている。……経営者や経営担当重役は、取締役会や株主総会に対して自己の地位を正当化するためや、財務上その他のなんらかの個人的な利害をもつために、会計年度の結果を望ましい状態に表示したいと考えることがあるであろう。このことは、経営者の側になんらかの歪曲を行わせることになるであろう。……これは記帳組織の日々の業務には直接的に影響を与えないから、監査人以外には（経営者の不正を）発見するのが困難であろう」（カッコ内引用者）と述べて、会計士監査において重要性を低下させているのは従業員による不正であって、内部統制組織の機能の及ばない経営者の不正は依然として重要であることをはっきりと指摘しているのである。

ところで、ここで注意しておきたいことは、先に引用したフォスターとバンクスの二人の論文がいずれも米国の雑誌に掲載されたものであるのに対して、後から引用したウィルソン、グレンジャーおよびマニングの三人の論文がいずれも英国の雑誌に掲載されたものであるということである。

28 B. Manning, *The Technique of Auditing, The Accountants Digest*, Vol. 3, No. 1, 1937, p. 15.

もちろん、この当時に発表されたすべての論文にあたってみたわけではないので完全に断定することはできないとしても、以上に引用した論文のうち、米国の雑誌に掲載された二篇がいずれも不正の概念として従業員によるものだけをとらえて、経営者によるものにはふれていないのに対して、英国の雑誌に掲載された三篇はいずれも不正の概念として従業員によるものに加えて経営者によるものをより重視してはっきりと示しているという、きわめて対照的な様相を呈していることは、やはり、英国と米国における会計士監査に対する考え方の相違を如実に物語っていると考えることはできないであろうか。

周知のように、英国においては、1844年に制定された最初の準則主義会社法において常任監査役の規定が設けられたのを契機として、株式会社に對する監査が行われることとなり、それがやがて会計士監査へと発展していったのであるが、それには次のような社会的経済的背景があった。

すなわち、英国における株式会社制度の萌芽は16世紀の特許会社に見られ、経済の発展に伴って早くも18世紀初頭にはカンパニー・ブームを迎えたのであるが、周知のようにそれは「南海の泡沫」と稱し、深刻な経済恐慌に見舞われた英国では、株式会社制度に対する態度がきわめて「危険なもの」として否定的となり、その後およそ一世紀もの長きにわたって株式会社の私的な設立は禁止されるにいたった。ところが、19世紀にはいると、産業革命の進展に伴って再び特許状をもたない株式会社が続出することとなったが、この場合には先のカンパニー・ブームとは異なって「亡びゆく旧き商業資本の集中であるどころか、今や重工業を制握し、いちどしく有機的構成を高め来った産業資本の集中の必然性であった<sup>29</sup>」ために、泡沫会社取締法をそのまま適用することができず、なんらかの法律規定によって株式会社の監督を行いながらその私的な設立を認めるという方向に

29 大塚久雄『株式会社発生史論』(再版)、中央公論社、1954年、586ページ。

進まざるをえなかったのである。

すなわち、人びとの記憶に残る18世紀初頭の株式投機の苦い経験をいくらかでも和らげるとともに、その当時にいたっても依然として姿を消すことのなかった詐欺的破産から一般の出資者を実際に保護する手段として、英国においては中世の自治都市や荘園などで行われた記録の検証を主たる内容とする受託監査（stewardship audit）の概念を、資本委託者としての株主に対する資本受託者としての取締役の申し開きを検証する手段として株式会社の中に導入したのである。

かかる英国の状況においては、監査で求められる機能は悪質な会社の設立発起人や取締役の詐欺的行為から一般の出資者を保護することであるから、経営者による不正を摘発することは監査の主目的と考えられるのである。他方、従業員による不正を摘発することに関しては、それは元來取締役が受託責任の一環として行わなければならないものであるから、会計士監査にとってはまさしく副次的目的としか考えられないのである。

ところが、これに対して米国の場合には、先にも述べたように、19世紀後半に英国から伝えられた会計士監査は、当初、米国の企業経営者にとっては、資本主義経済発展の必然的要請である資本の増強化要請を満足させるために、株主や債権者などの資本的利害者集団に対する財務諸表の公表を重要視しなければならない基盤ないし必然性がなかったことから、それはまず企業内部における経営者目的のための監査として導入されることとなり、たしかに監査主体は独立の公会計士であつたけれども実際には内部監査人とまったく同じ立場で出発したわけである。したがって、かかる監査のもとでは経営者の不正が問題にされることはまったくなく、不正といえば従業員によるもののみを意味したとしても、それはなんら不思議なことではない結果となるのである。

そして、世紀転換期の企業合同運動に際して各企業の貸借対照表の監査

を依頼された会計士たちの多くは、企業合同後の新設会社においてもひき続いて監査を行うように依頼されたのであるが、それは一般的に、依然として経営者のためのマネジメント・サービスを中心とするものであったから、この場合においても、経営者の不正が意識されるという事態はまったく存在しなかったと考えられるのである。

さらに、これに続く信用目的監査の場合には、別稿でも考察したように、流動資産と流動負債を実物に照らして詳細に検証することによって所期の目的を十分に達成することが可能であったから、ここでは不正や誤謬の問題が重要性をもつことはなかったのである。

それでは、投資家保護を目的とする財務諸表監査が行われる時代においては、明らかに経営者の不正を意識しなければならないにもかかわらず、それが、なぜ、先に引用したように従業員による不正だけしか意識されなかったのであろうか。

前述のように、米国において投資家保護目的の財務諸表監査が制度化されるにいたったのは、1929年の大恐慌によって莫大な損害をこうむった一般大衆投資家が、その原因を資本主義経済体制の有している根本的な矛盾の発現形態としての生産過剰あるいは購買力の相対的な低さには着目しないで、証券が売り出される際ならびにそれ以降に証券発行企業から適正な財務情報が提供されなかったことに求めたということのためであった。<sup>30</sup>

ところが、メイによれば、すでに1926年当時、ニューヨーク証券取引所に上場されていた製造会社の9割以上が会計士によって年次監査を受けていたという事実が存在したし、<sup>31</sup> また、米国会計士協会とニューヨーク証券取引所の共同活動の結果、近代的な財務諸表の有している社会的性格が明らかにされ、それに客観性を付与するものとしての会計士監査の意義が強

30 May, *op. cit.*, pp. 57-58. [木村, 前掲訳, 60-61ページ。]

31 G. O. May, Corporate Publicity and the Auditor, *The Journal of Accountancy*, Vol. 42, No. 5, 1926, p. 322.

調されるようになっていた。<sup>32</sup>そして、その具体的なあらわれとして、1933年1月以降ニューヨーク証券取引所に上場申請しようとする企業はその申請の際およびそれ以降の各事業年度において、会計士によって監査証明された財務諸表を取引所に提出しなければならないという状況が、すでに有価証券両法に先だってできあがっていたのである。

しかしながら、現実には、その当時の上場製造会社の9割以上が受けていたという会計士監査は、あくまでも経営者の自発的な意思に基づいて行われたものであり、会計士は「被監査企業の経営者の意のもとに会計士事務所を維持しているのが普通であるために、監査の結果、会計士と被監査企業の経営者との間に意見の不一致をみた場合には、会計士は被監査企業から監査契約を破棄されてしまい、その財務諸表は経営者に対してより従属的な別の会計士によって監査証明されて公表される」<sup>34</sup>のが通例であったとメイ自身も述べているくらいであるから、かかる状況のもとでは、監査に際して経営者の不正を意識させるということなどはまったく問題外であったといえるのである。

また、この当時の会計士の業務について、ある論者は、「会計士というのは簿記関連事項に十分な知識と経験を有する人のことをいう」と定義した後に、<sup>35</sup>会計士を次の三種類に分けている。すなわち、「私会計士 (private accountant) というのは比較的規模の大きい会社などで会計業務を完全にひき受けるだけの能力と経験をもった人をいう。公会計士 (public accountant) というのは一年を通じて会計専門家を雇用するだけの規模をもっていない会社で監督的な仕事をする人をいう。公認会計士 (Certified Pub-

32 May, *Financial Accounting*, pp. 72-85. [木村, 前掲訳, 74-88ページ。]

33 岩田, 前掲書, 26-27ページ。

34 G. O. May, A Proper Courage in the Assumption of Responsibility by the Accountant, in *Twenty-five Years of Accounting Responsibility*, (B. C. Hunt ed.), Price, Waterhouse & Co., 1936, pp. 46-47.

35 C. I. Smith, The Work of the Certified Public Accountant, *The Accountants Digest*, Vol. 1, No. 1, 1935, pp. 92-93.

lic Accountant) というのは、公会計士のうちで試験に合格して州の会計局から正式に公認された人をいう」と述べているのであるが、この文章からうかがえる公認会計士というのは、独立の職業的専門家というよりはむしろ常勤ではない雇われ会計士という印象が強いのである。それを裏書きするように、その論者が述べている公認会計士の主な三つの業務、すなわち監査、組織立案業務、税務、のうちの、組織立案業務と税務の両者が経営者のための仕事であるのは当然のこととしても、監査ですら、「全般監査の終了時に提出される報告書は……経営者に対して、前年度の経営成績と会計年度末の財政状態に関する明瞭で信頼できて理解しやすい画像を提供する」と述べられていて、その業務は公会計というよりはまさしく経営者のための会計という印象が強いのである。別の論者は「コントローラーも公会計士も同一の目的をもっている」<sup>36</sup>と述べており、さらに別の論者は「政府の検査官や公認会計士の行う銀行の監査は、銀行の内部で行われる銀行自身の継続監査制度にとってかわることはけっしてできない。すべての検査官が行いうることはそれを補うこと<sup>37</sup>と述べているが、そこでは内部監査と外部監査の基本的な相違が認識されていないばかりでなく、むしろ内部監査の優位性を認める立場に立って外部監査の社会的な意義についてはまったく不問に付しているのである。

とすれば、法定強制監査制度が成立していた1930年代半ば頃にいたっても、現実には、会計士監査の社会的機能を十分に理解する状況はできあがっておらず、米国における会計士監査がその生成以来歴史的にそうあってきたように、依然として経営者のための監査という感覚が全般的に根強く残っていたと考えられるのである。このことは、まさしく、久保田教授がは

36 V. H. Stempf, Internal Audit Control, *The Accountants Digest*, Vol. 2, No. 2, 1936, p. 127.

37 E. S. Wooley, Essentials of Internal Audit, *The Accountants Digest*, Vol. 2, No. 2, 1936, p. 130.

つきりと指摘されているように、<sup>38</sup>米国の経営者の脳裏には雇用的会計士観が伝統的に培われていたことを物語っていると考えられるのである。そして、かかる状態にある限りは、会計士が財務諸表監査を実施する際に、経営者の不正を意識するかわりに被監査企業の内部統制組織を重視する構造をもつことはそれなりに当然のなりゆきと考えられるであろう。

かかる事情に関しては、当時の公の文書からもうかがい知ることができる。すなわち、1936年に公表された「独立公会計士による財務諸表の検査」は、監査計画を立案する際に会計士が考慮すべき重要な要素として検査される組織の内部牽制および統制を掲げて、その組織が十分に整備運用されていればいるほど詳細な照合の必要とされる範囲はより狭くなるであろうという考え方をとり、<sup>39</sup>試査と内部統制組織の直接的な関係を認めている。そして、「内部牽制および統制がやむをえず制限されているか著しく限定されている場合には、検査はより範囲の広い性質のものとなるであろうが、しかし、組織が小さすぎて十分な内部牽制を実行できない場合を除いては、どのような検査も内部牽制および統制という正当な手段に代わりうるものと考えてはならない」と述べて、内部統制組織の機能を高く評価しているのである。その具体的なあらわれとして、たとえば受取手形の確認については「受取手形を検証するもっともよい方法は、その手形が本当の負債であるという債務者による文書確認を得ることである」と述べているにもかかわらず、<sup>41</sup>続けて「とはいえ、かかる確認は、適切な内部牽制の存在する企業の場合には通常必要であるとは考えられていない」と述べて、もしもかりに受取手形に不正が存在しているとしてもそれは従業員によるものであって、経営者不正については意識しないという立場をとっているのでは

38 久保田音二郎『適正表示の監査』中央経済社、1972年、29—33ページ。

39 AIA, *op. cit.*, p. 8. [加藤他, 前掲訳, 114ページ。]

40 *Ibid.*, p. 8. [同訳, 114—115ページ。]

41 *Ibid.*, p. 13. [同訳, 119ページ。]

る。また売掛金についても受取手形と同様の確認の規定を設けているのであるが、しかしこちらの場合にも「……(確認の) 行動は依頼人と打ち合わせをおこなった後にとられるであろう<sup>42</sup>」(カッコ内引用者) という限定を付して経営者不正については意識しないという態度を貫いているのである。

このように、恐らくは米国における会計士監査の生成過程に根づいていると思われる経営者のための監査という意識が会計士監査に対する印象として強かった状況のもとでは、経営者の不正を意識することはなかったのであるから、従業員による不正を自動的に検証する機構である内部統制組織が重要視されて、副次的な目的である「(従業員の) 不正の摘発」に関してはそれに任せるという構造をもつにいたったことは当然のことであるように思われる。

しかしながら、会計士監査が投資家保護という社会的要請を受けている限りは、経営者不正の問題を避けて通ることはできないはずである。実際、米国に法定強制監査制度が成立して間もなく、それを証明する一大事件が発覚した。マッケソン・ロビンス事件がそれである。これは、ニューヨーク証券取引所に上場され SEC の規制を受けていたマッケソン・ロビンス社が1938年に倒産した際に、先の大恐慌の余波を受けて1932年に倒産した世界的なマッチ製造会社であるクロイゲル・トル社の場合と同様にやはり長年の不正経理が明るみに出されたという事件であるが、ここで重要なことは、この不正経理がともに経営者によって仕組まれたものであったということである。

同社の年次監査を担当していたプライス・ウォーターハウス会計士事務所はその不正経理を摘発することができなかったのであるが、そのできなかった理由は、監査契約の内容について監査を依頼した社長および会計部

42 *Ibid.*, p. 15. [同訳, 121ページ。]

長との協議のうえでそれがとり決められたために、不正経理を画策した張本人の行為は監査の範囲から除外される結果となり、会社の首脳部によって仕組まれた不正経理を摘発することが不可能な状態となっていたからである。<sup>43</sup>ここに、経営者不正を意識しないことの欠陥が見事に示されているのである。

とすれば、不正の概念として従業員によるものだけを掲げることはきわめて不十分であり、したがってまた、この従業員による不正を摘発・防止する機能のみをもっていて経営者不正をその枠外におく内部統制組織に依存する監査の構造は明らかにその見直しが行われなければならないはずである。

しかしながら、マッケソン・ロビンス事件の調査後に公表された「監査手続の拡張 (Extensions of Auditing Procedure)」は、先の「独立公会計士による財務諸表の検査」における規定の不備な点を補強したことに加えて、不正行為については、あらゆる不正行為を摘発するためにはすべての取引を詳細に検査しなければならないが、しかし、そのためには莫大な費用がかかるためにそれは企業の内部統制組織に任せることとして、監査人の任務はその組織を検討してその信頼性の程度を確かめることにある<sup>44</sup>、との公式見解を表明して内部統制組織に依存して試査を行うという仕組みを堅持しているのである。さらに、このこととならんで、「経験によれば、企業組織の人格はごく少数の例外を除けば正直である<sup>45</sup>」と述べていることは、マッケソン・ロビンス事件という経営者不正による粉飾決算事件が公けになった後でさえも、基本的に被監査企業を信頼することを前提とする会計士監査が成立していることを意味しているが、これはある意味では驚

43 岩田，前掲書，第6章。

44 AIA, Extensions of Auditing Procedure, *The Journal of Accountancy*, Vol. 68, No. 6, 1939, pp. 379-380.

45 *Ibid.*, p. 379.

くべきことである。なぜならば、会計士監査の社会的役割は、この少数の例外が存在する事実を明らかにすることであり、そして、ある場合には、かかる少数の例外が必ずしも少数の例外ではないという事実を明らかにすることにありと考えられるからである。

#### IV お わ り に

以上の考察から次の事柄が明らかになった。

まず、米国において経営者は伝統的に秘密主義の立場に立っていて財務内容の公開を行っていなかったから、1929年の大恐慌を契機として、開示に対する一般大衆投資家の要求が高まったのは当然のことである。

そこで実施されるにいたった財務諸表監査においては公表財務諸表の適正性を吟味することに重点がおかれることとなったが、しかし、それと呼応するかのように、不正の摘発という監査目的が副次的地位へと後退したことは、一つの大きな問題をはらんでいるのである。

というのは、ここで適正表示の概念と対比された不正の概念はあくまでも従業員による不正であったけれども、不正には従業員によるもの他に経営者によるものも現実に存在しているのであり、しかも、この経営者による不正は、適正表示の監査においていささかもその重要性を低下させていないからである。その理由は、従業員の不正に関しては経営者がこれを摘発する基本的な責任をもつものであるのに対して、経営者の不正については会計士監査以外にはそれを摘発しえないからに他ならない。

ところが、財務諸表監査が法律で強制されて実施されるようになった時期にいたっても米国の論者は経営者の不正を十分には意識しておらず、この同時期の英国の論者がそれをはっきりと意識していたのとは好対照を示している。それは、英国における会計士監査の生成が、悪質な会社の設立

発起人や取締役の詐欺的行為から一般の出資者を保護することをその社会的要請の第一としていたのに対して、米国の会計士監査の成立基盤はそれと大きく異なって、かかる社会的要請が存在していなかったために、まず経営者目的の監査として企業内で実施されたという歴史をもっていることに起因していると考えられる。

そして、この米国における会計士監査がまず経営者目的の監査として企業で実施されたということは、一方において信用目的の貸借対照表監査が行われるようになって、他方で根強く経営者のための監査が会計士によって行われるという基盤を提供することとなったと考えられるのである。

つまり、有価証券両法が制定される以前にすでに大多数のニューヨーク証券取引所上場会社に対して実施されていたといわれる会計士監査は、効果的に実施されていたというメイの主張にもかかわらず、実際上はあくまでも任意監査であったために、会計士の立場の脆弱な、経営者の恣意性の極めて強い監査であったと考えられるのである。かかる状況のもとでは、監査に際して経営者の不正を意識することはまったく問題外であり、従業員による不正のみが意識されたとしてもそれは当然のことといえるであろう。

さらに、かかる状況が存在する以上は、その従業員による不正を摘発・防止する機能をもっている内部統制組織を重視することは、これもまた当然のことであるといえるであろう。

このように、米国における会計士監査がその生成発展の過程を通じて基本的には経営者のための監査であり、かかる考え方が有価証券両法の成立以降も完全に払拭しえなかったという状況のもとでは、不正の概念については経営者によるものを考慮せずに従業員によるもののみを意識して、この不正の摘発・防止についての機能を有している内部統制組織を重視し、これとその当時ますます実行不可能となっていた精査の代用品と考えられた試査とを結びつけることは当然のこととして受け取られるのである。

しかしながら、会計士監査が担っている社会的役割を果たすためには、かかる構造はけっして容認できるものではない。というのは、くり返し述べたように、従業員の不正は基本的に経営者の責任においてこれを摘発・防止すべきものであるのに対して、経営者不正こそは会計士監査がそれを摘発する社会的責任を負っているからである。いいかえるならば、適正表示の監査を行うことと経営者の不正を摘発することとは表裏一体の関係にあると考えられるのである。

すなわち、財務諸表監査においては、内部統制組織の信頼性を前提とした試査ではなくして、経営者不正の存在を意識したうえでの試査を実施するという考え方をもつことが、基本的に肝要であると考えるのである。